

# 各務原市競争入札心得

各務原市の競争入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を承知のうえ、入札に参加すること。

## 1 入札書の提出

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、契約書（案）、現場説明書及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、必要事項を記入し、記名押印のうえ、封書にし、指定の日時及び場所において提出しなければならない。ただし、告示等又は指名通知（以下この号及び次号において「告示等」という。）において特別な定めがある場合は、告示等が優先する。なお、電子入札による場合の入札書は、入力画面上において作成し、指定の日時まで電子入札システムにより提出しなければならない。
- (3) 入札金額は、告示等で指定する場合を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載することとする。
- (4) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退しなければならない。なお、予定価格を超える金額で入札書を提出した者を、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を講ずることがある。
- (5) 指定された時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。この場合において、理由によっては入札参加資格停止の措置を講ずることがある。

## 2 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札後直ちに入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。但し、電子入札システムによる入札及び郵便等による入札の場合（以下「電子入札システム等による場合」という。）は、立ち合わせないことができる。
- (2) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の有効な入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。（ただし、入札参加者が1者のみの場合を除く。）なお、電子入札システム等による場合は、再入札の受付時間を再度設定し、行うものとする。
- (3) 再度入札の回数は2回までとする。なお、電子入札システム等による場合の再度入札の回数は1回とする。
- (4) 無効な入札をした者は、以後の再度入札に参加することはできない。

## 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上で最低の価格）の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじを引く者の入札が、すべて電子入札システムによるときは、電子入札システムによりくじ引きを行う。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 4 無効な入札 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- (4) 入札事項の表示をせず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (5) 入札参加者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (7) 入札に関し、連合等の不正行為があったとき。
- (8) 前各号のほか、市長があらかじめ指定した事項に違反したとき。

## 5 入札又は開札の中止及びそれによる損害

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (2) 談合情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (3) 競争入札に参加する者が1者だけの場合は、その競争を中止することがある。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することがある。この場合の損害は、各入札参加者の負担とする。
- (5) やむを得ず、新年度の事業にかかる予算の議決前に入札の公示または指名の通知を行う場合において当該事業にかかる予算の議決が得られなかったときには、入札執行を延期または中止することがある。

## 6 契約書の交換等

- (1) 落札者は、落札決定の日から8日以内に契約書を交換しなければならない。落札者がこの期間内に契約を締結しなければその落札は無効とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この期間を延長することがある。
- (2) 前号の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約書となる。

**7 工事費内訳書** すべての建設工事の入札の場合にあつては工事費内訳書の提出を求める。なお、あらかじめ指定した要件を満たしていない工事費内訳書を提出した者の入札は無効とする。

## 8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより書面にて提出するものとする。ただし、電子入札の場合は、入札辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。
  - ①入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行う。
  - ②入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

**9 工事費の合算調整** 同時発注又は現工事の期間内で近接した工事を同一業者に発注した場合は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について両工事の合算額にて調整する。

**10 契約保証金** 落札者は、請負代金が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

**11 前金払** 公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の受注者は、各務原市前金払取扱要綱（昭和42年決裁）の規定に基づき前金払いを請求することができる。

**12 一般競争入札等について** 一般競争入札や総合評価落札方式指名競争入札の取扱いについては、告示等が優先する。

## 13 その他

- (1) 入札書および工事費内訳書を提出した後は、これを引換え、変更又は取消しをすることはできない。電子入札による場合にも、一度送信された入札希望金額および工事費内訳書を撤回することはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札書には代理人名を記入、押印するものとする。また電子入札による場合は、代理人の入札は認めない。
- (3) 入札会場においては、静粛を保ち、私語を慎むこと。
- (4) 落札決定までは、原則として入札会場の出入りを禁止する。
- (5) 入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (6) 入札参加者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) その他の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）の定めるところによる。